

母子家庭と自立支援対策について

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

母子家庭の自立支援対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

母子家庭の現状

（世帯の状況）

○母子のみの世帯は平成18年で68%と平成15年（63%）より増加（同居世帯減少）

（就労の状況）

○母子家庭の85%が就労

○就労家庭のうち常用雇用は43%と平成15年（39%）より増加

一方、臨時・パートは44%と平成15年（49%）より減少

（収入の状況）

○母子家庭の平均年収は213万円（平成18年度母子世帯等調査）

全世帯の平均年収は564万円（平成18年国民生活基礎調査）

○生活保護を受給している世帯は約1割

（養育費の取得状況）

○離婚母子家庭のうち、

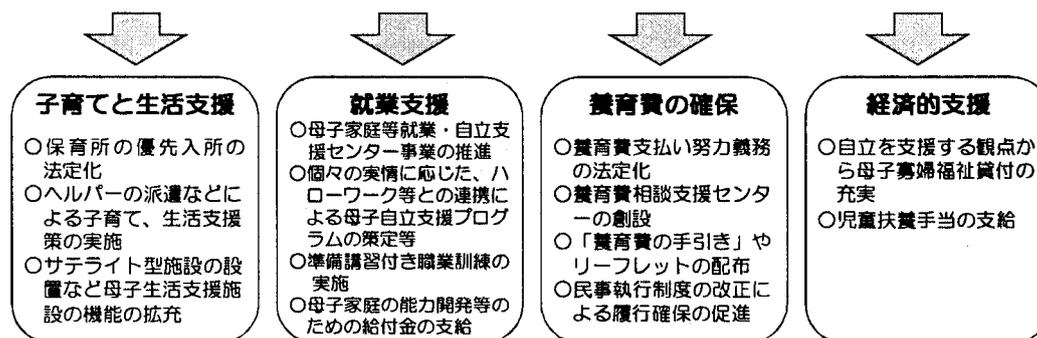
・養育費の取り決めをしている : 約39%

・養育費を現在も受給している : 約19%

母子家庭の自立支援策の概要

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

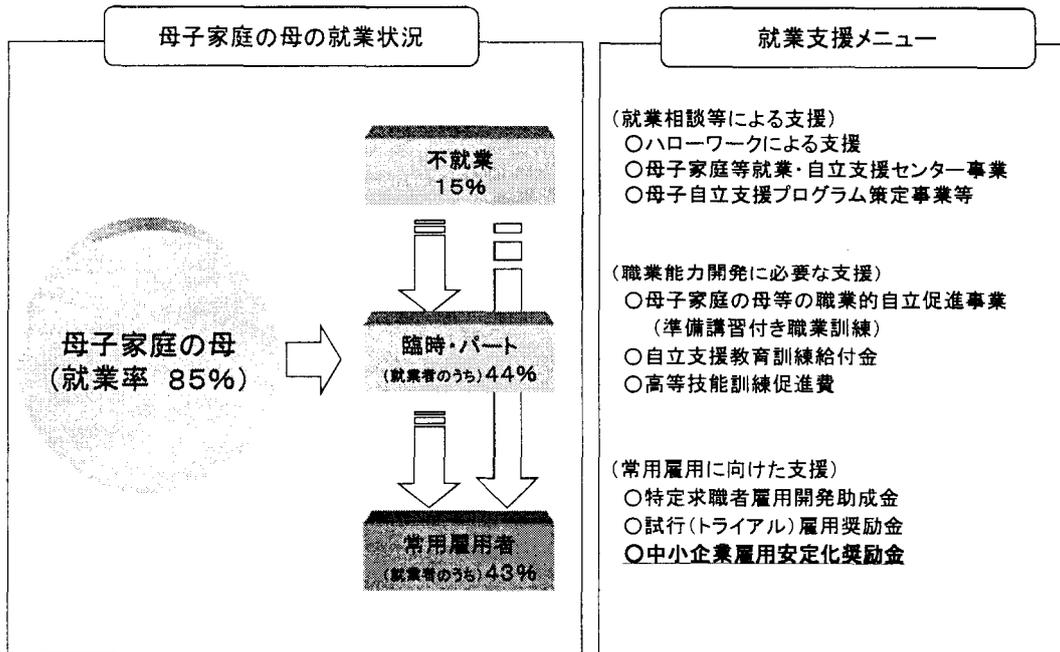
母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方自治体が国の基本方針を踏まえて策定）



母子家庭の就業支援対策の現状と課題

- 母子家庭のうち、不就業は約15%と少ない。
⇒ 諸外国と異なり、働くことに意欲的な日本の母子家庭。
- 他方、臨時・パートが約44%と常用雇用（約43%）と比較して多いことから、就労支援施策の課題は、「就職先のあっせん」だけではなく、賃金水準の改善に向けて、「常用雇用への転換」等が重要。
- 母子家庭と一口に言っても、学歴・職歴等きわめて多様であり、一般の労働施策の充実で対応可能な者から、生活支援をはじめとしてきめ細かな福祉的支援を要する者まで存在。
- 平成14年の法改正により、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、就業支援対策に力を入れているところ。
- 就業支援施策のメニューは揃っている。また、近年、実績も急速に伸びてきている（例：ハローワークによる就職件数は54,000件（H16年度）から73,000件（H18年度）へ）。
しかし、就業支援施策はスタートしたばかりであり、
 - ①未実施の自治体が見られるほか、
 - ②実績を上げる余地が大きい。

母子家庭の母に対する就業支援



母子家庭の母に対する主な就業支援

就業相談等による支援

- ハローワークによる支援
 - ・再就職を希望する母子家庭の母等の就職支援を実施。特に、マザーズハローワークでは子育て中の女性等に対する再就職支援を実施。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - ・一貫した就業支援サービス(就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等)の実施
 - ・生活支援サービス(養育費の相談等)の実施
- 母子自立支援プログラム策定事業等
 - ・福祉事務所等において、自立が見込まれる児童扶養手当受給者等を対象にした自立支援プログラムの策定によるきめ細やかな就業支援を行う。(生活保護受給者についても、自立支援プログラムを策定して、同様の支援を実施)

職業能力開発に必要な支援

- 母子家庭の母等の職業的自立促進事業(準備講習付き職業訓練)
 - ・就職前の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練をセットで実施。
- 自立支援教育訓練給付金の支給
 - ・パソコン、ホームヘルパー等教育訓練講座の受講に要した費用の一部を支給。
- 高等技能訓練促進費の支給
 - ・看護師、介護福祉士等の経済的な自立を図る上で効果的な資格を取得するための受講期間中、生活費の負担の軽減を図り、当該資格の取得を支援。

常用雇用に向けた支援

- 特定求職者雇用開発助成金の支給
 - ・母子家庭の母等の就職困難者を一定期間継続して雇用した場合に、賞金相当額の一部を助成。
- 試行(トライアル)雇用奨励金の支給
 - ・母子家庭の母を試行的に雇用し、業務遂行に当たった際の適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけを作りを図る。
- 中小企業雇用安定化奨励金の支給
 - ・中小企業事業主が有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給する制度を新たに創設し、母子家庭の母の正社員化を促進する。

母子家庭の母の就業支援施策の実績について

1. 就労相談による支援

- 公共職業安定所（ハローワーク）による職業紹介
 - ・母子家庭の母

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
紹介件数	183,205件	198,104件	200,126件	271,571件	294,611件	(1.6倍)
就職件数	46,334件	52,145件	54,286件	66,266件	72,604件	(1.6倍)

- ・マザーズハローワークの設置 12カ所（H18年度）
- ・マザーズサロンの設置 36カ所（H19年度）
- ※マザーズハローワークの就職件数実績は、H18年度で13,834件
- 母子家庭等就業・自立支援センター（H15年度創設）
 - ・地方自治体実施率 61.1%（H15年度） → 94.9%（H18年度）
 - ・就業相談を利用された方の事業実績（各年4月～12月分）

相談件数	9,435件（H15年）	→	46,972件（H18年）
就職件数	765件（H15年）	→	3,918件（H18年）

2. 職業能力開発の状況

- 自立支援教育訓練給付金事業（H15年度創設）
 - ・地方自治体実施率 21.0%（H15年度） → 72.1%（H18年度予定）
 - ・事業実績（各年4月～12月分）

支給件数	62件（H15年）	→	2,468件（H18年）
就職件数	31件（H15年）	→	1,155件（H18年）
- 高等技能訓練促進費事業（H15年度創設）
 - ・地方自治体実施率 16.9%（H15年度） → 53.7%（H18年度）
 - ・就職件数 128件（H15年度） → 607件（H17年度）

3. 常用雇用にに向けた支援

- 常用就職を促進するための特定求職者雇用開発助成金
 - ・支給件数 19,944件（H14年度） → 22,236件（H18年度）
- 常用雇用転換奨励金（H15年度創設）
 - ・事業実績（各年4月～12月分）常用雇用転換数 3件（H15年） → 33件（H18年）

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等（平成19年4月1日現在）

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講座の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや雇用の相違など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市町	合計
平成15年度	39カ所 (83.0%)	8カ所 (61.5%)	11カ所 (31.4%)	58カ所 (61.1%)	116カ所 (21.0%)
平成16年度	47カ所 (100.0%)	12カ所 (92.3%)	21カ所 (60.0%)	80カ所 (84.2%)	160カ所 (30.0%)
平成17年度	47カ所 (100.0%)	13カ所 (92.9%)	23カ所 (62.2%)	83カ所 (84.7%)	166カ所 (30.6%)
平成18年度	47カ所 (100.0%)	15カ所 (100.0%)	32カ所 (85.5%)	94カ所 (94.9%)	188カ所 (34.2%)
平成19年度 (予定)	47カ所 (100.0%)	17カ所 (100.0%)	35カ所 (100.0%)	99カ所 (100.0%)	208カ所 (38.4%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の4割相当額（上限2.0万円、下限8千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市町	合計
平成15年度	35カ所 (74.5%)	1カ所 (7.7%)	6カ所 (17.1%)	116カ所 (117.6%)	158カ所 (21.0%)
平成16年度	45カ所 (95.7%)	7カ所 (53.8%)	24カ所 (68.6%)	251カ所 (136.0%)	327カ所 (41.2%)
平成17年度	47カ所 (100.0%)	14カ所 (100.0%)	32カ所 (86.5%)	346カ所 (144.3%)	439カ所 (49.9%)
平成18年度	47カ所 (100.0%)	15カ所 (100.0%)	33カ所 (89.2%)	525カ所 (69.0%)	620カ所 (72.1%)
平成19年度 (予定)	47カ所 (100.0%)	17カ所 (100.0%)	33カ所 (94.3%)	607カ所 (179.0%)	704カ所 (81.2%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上継続修得等修得する場合、就業（育児）と修得の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修得期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額1.0万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市町	合計
平成15年度	29カ所 (61.7%)	1カ所 (7.7%)	6カ所 (17.1%)	91カ所 (13.8%)	127カ所 (16.9%)
平成16年度	37カ所 (78.7%)	5カ所 (38.5%)	24カ所 (68.6%)	186カ所 (26.6%)	254カ所 (31.8%)
平成17年度	40カ所 (85.1%)	11カ所 (78.6%)	29カ所 (78.4%)	265カ所 (33.9%)	345カ所 (39.2%)
平成18年度	42カ所 (89.4%)	14カ所 (93.3%)	29カ所 (78.4%)	377カ所 (49.5%)	462カ所 (53.7%)
平成19年度 (予定)	46カ所 (97.9%)	17カ所 (100.0%)	29カ所 (82.9%)	459カ所 (59.8%)	551カ所 (63.6%)

④常用雇用転換奨励金事業

パートタイム等として雇用している母子家庭の母等、OJT実施後、常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。

○1人あたり3.0万円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市町	合計
平成15年度	19カ所 (40.4%)	1カ所 (7.7%)	2カ所 (5.7%)	56カ所 (8.5%)	78カ所 (10.4%)
平成16年度	29カ所 (61.7%)	3カ所 (23.1%)	11カ所 (31.4%)	125カ所 (129.9%)	168カ所 (21.2%)
平成17年度	29カ所 (61.7%)	5カ所 (35.7%)	12カ所 (32.4%)	150カ所 (192.2%)	196カ所 (22.3%)
平成18年度	31カ所 (66.0%)	6カ所 (40.0%)	15カ所 (40.5%)	167カ所 (21.9%)	219カ所 (25.5%)
平成19年度 (予定)	40カ所 (85.1%)	8カ所 (47.1%)	22カ所 (62.9%)	195カ所 (25.4%)	265カ所 (30.6%)

⑤母子自立支援プログラム策定事業

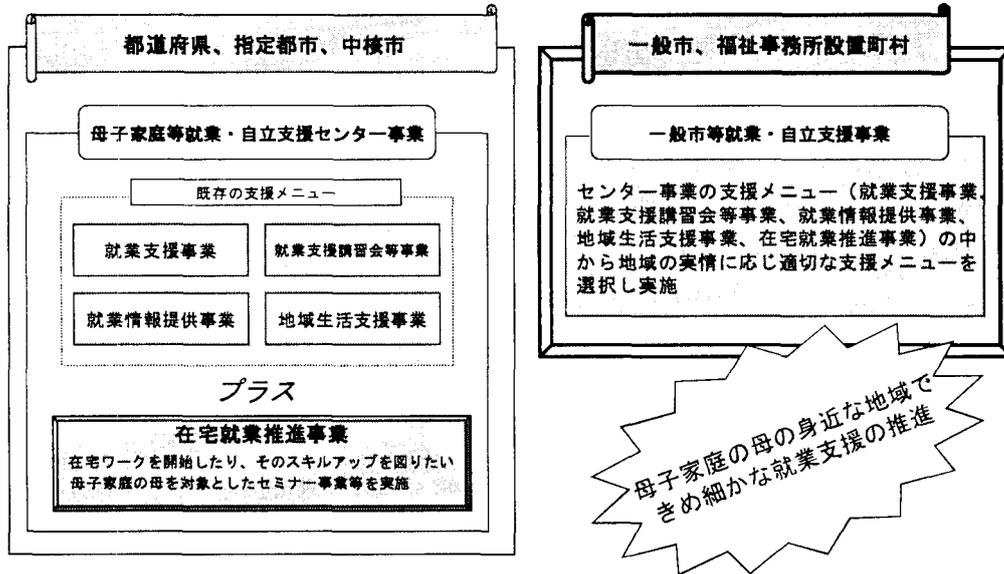
母子の発達支援手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画策定を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就業支援を実施することを目指すとして、母子自立支援プログラム策定を福祉事務所等に設置する。

※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市町	合計
平成18年度	27カ所 (57.4%)	12カ所 (80.0%)	14カ所 (37.8%)	166カ所 (21.8%)	219カ所 (25.5%)
平成19年度 (予定)	41カ所 (87.2%)	17カ所 (100.0%)	29カ所 (82.9%)	325カ所 (42.3%)	412カ所 (47.5%)

母子家庭等就業・自立支援事業

- 従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業を追加
- 一般市（特別区含む）及び福祉事務所設置町村においてもセンター事業と同様の事業が実施できるよう新たに一般市等就業・自立支援事業を創設



母子自立支援プログラム策定事業について（概要）

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援のためのプログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センター事業や生活保護受給者等就労支援事業等を活用することにより、きめ細かな自立・就労支援を実施する。

対象者

児童扶養手当受給者（DV被害を受けた子を有する母等であって、かつ、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者を含む。）

策定員

ハローワークOB、人事担当部局経験者など就業相談の知識・経験がある者等（母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能）※母子家庭等就業・自立支援センターへの配置可

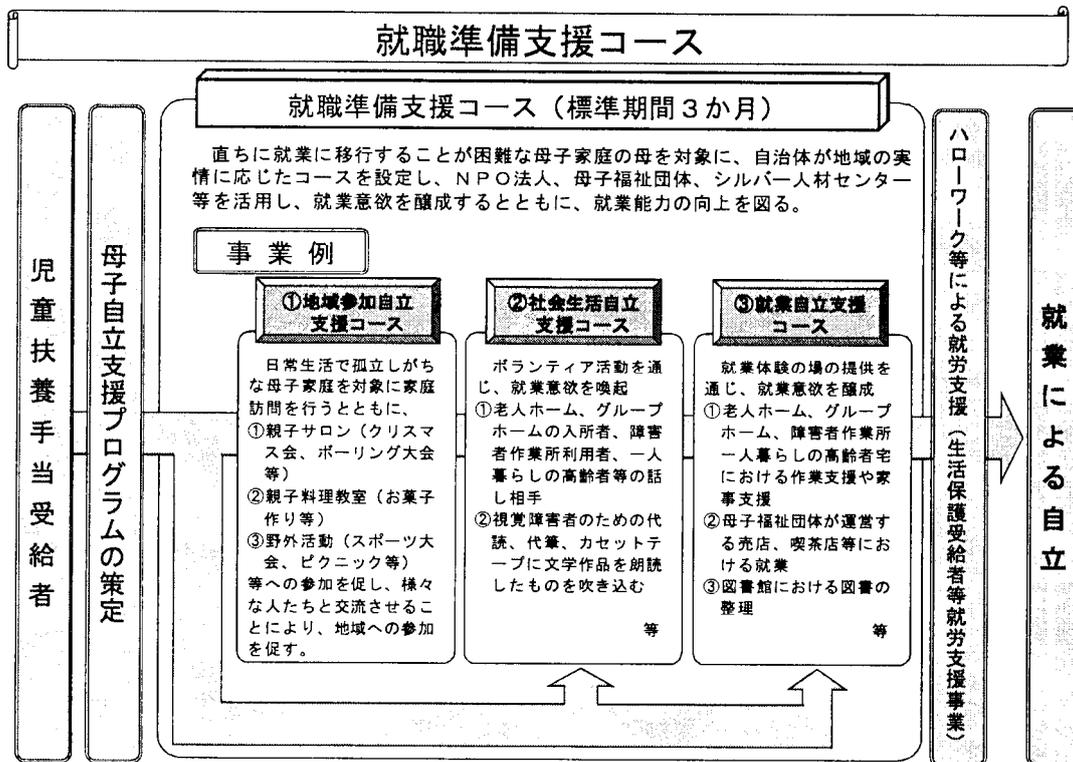
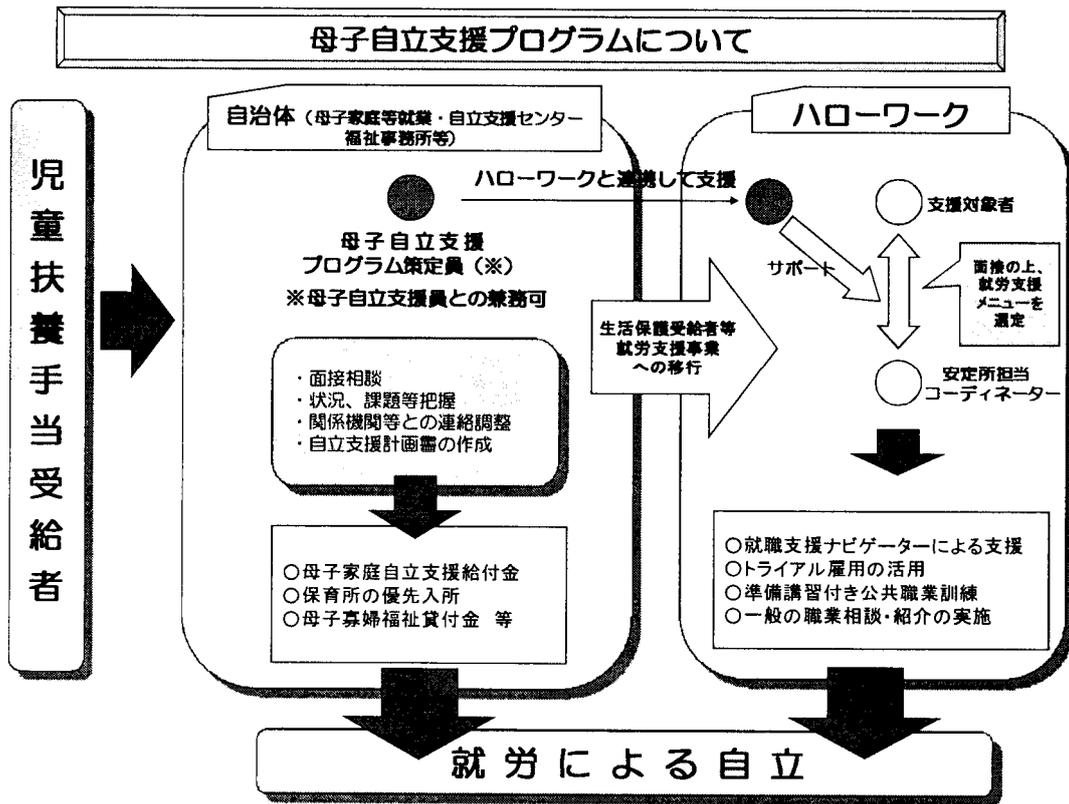
補助基準

プログラム策定1件ごとに20,000円を国庫補助。

積極的な事業の推進

実効性が上がるような事業運営を推進。

- プログラム策定数などの目標値の設定
- ①離婚直後等により生活が不安定であるために特に支援が必要な者、②児童扶養手当の一部支給停止措置が適用されることを前に新たに就職・転職を求めている者などを対象に重点的に実施
- 児童扶養手当の申請時や現況届提出時等のあらゆる機会を生かした事業の紹介



平成18年度母子自立支援プログラム策定実績（4月～12月）

番号	都道府県		番号	指定都市		中核市					
	都道府県	管内市等		都道府県	管内市等	札幌市	旭川市	和歌山市			
1	北海道	4	25	札幌市	9	63	旭川市	0	87	和歌山市	0
2	青森県	24	0	仙台市	56	64	函館市	0	88	岡山市	2
3	岩手県	16	0	大崎市	32	65	青森市	0	89	倉敷市	0
4	宮城県	0	0	千歳市	14	66	秋田市	0	90	福山市	0
5	秋田県	0	0	森田市	160	67	郡山市	0	91	下関市	27
6	山形県	4	5	川崎市	58	68	いわき市	0	92	高松市	0
7	福島県	53	5	静岡市	12	69	宇都宮市	43	93	松山市	0
8	茨城県	0	0	名古屋市	5	70	川崎市	0	94	高知市	0
9	栃木県	40	126	岡山市	4	71	船橋市	0	95	長崎市	0
10	群馬県	9	2	広島市	1	72	横須賀市	0	96	熊本市	0
11	埼玉県	3	0	山口県	4	73	相模原市	4	97	大分市	6
12	千葉県	0	0	徳島県	50	74	新潟市	3	98	宮崎市	0
13	東京都	0	147	香川県	0	75	富山市	0	99	鹿児島市	0
14	神奈川県	0	0	愛媛県	0	76	金沢市	0	小計	91	
15	新潟県	0	0	高知県	0	77	長野市	0			
16	富山県	2	7	福岡県	17	78	岐阜市	0			
17	石川県	23	26	佐賀県	61	79	浜松市	2			
18	福井県	3	0	長崎県	89	80	豊橋市	0			
19	山梨県	31	19	熊本県	0	81	豊田市	0			
20	長野県	0	0	大分県	6	82	岡崎市	0			
21	岐阜県	0	0	宮崎県	0	83	高橋市	0			
22	静岡県	0	2	鹿児島県	0	84	東大阪市	0			
23	愛知県	4	5	沖縄県	31	85	姫路市	2			
24	三重県	0	0	小計	567	642	86	奈良市	2		
						小計	871	78	岐阜市	0	
								79	浜松市	2	
								80	豊橋市	0	
								81	豊田市	0	
								82	岡崎市	0	
								83	高橋市	0	
								84	東大阪市	0	
								85	姫路市	2	
								86	奈良市	2	
										合計	2,171

母子自立支援プログラム策定事業（個別事例）

<p><事例1>安定した就労につくため、すぐに就職活動に入るのではなく、講習会を受講し、必要な資格を取得した上で就労に移行するといった段階的な支援を行った結果、本人の希望にそった納得のいく就職ができたケース（札幌市）</p>	
世帯構成	本人（39歳）と子ども3人（13歳、12歳、9歳）の4人世帯
本人の経歴	離婚後、パートでの就労収入と児童扶養手当、養育費で生活をしていましたが、今後子どもの学費等の出費が増加するため、賞与や社会保険等のある安定した就労を希望し退職。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職活動を行うため母子家庭等就業・自立支援センターを訪れ、プログラムを策定。 ・ 過去に歯科助手の仕事の経験があるため、看護助手等福祉系の職種への転職を希望するも、ナビゲーターよりまず資格の取得を勧められ、約3か月間講習会を受講し、訓練中は雇用保険を受給しながら生活し、ホームヘルパーやパソコンなどの資格を取得した。 ・ 資格取得後、プログラムに基づき、具体的な就職活動を開始し、ナビゲーターより履歴書の作成方法の指導を受け、資格を取得したことにより自信もつき、病院での採用面接に臨み介護ヘルパーとして採用が決定。今後、子どもが大きくなれば、夜勤や休日勤務等が可能となり収入の増加も見込まれる。
結果	安定した就労につくため、まず必要なスキルを身に付け、それから就職活動に移行するといった段階的な支援により、介護業務（正社員）での就職ができた（年収約202万）。今後ケアマネージャー等の資格の取得を目標に持つ。
<p><事例2>正社員での就労を希望し、パート勤務をしながらも、資格の取得、転職活動を精力的に行った結果、本人の納得のいく就職ができたケース（栃木県足利市）</p>	
世帯構成	本人（35歳）と子ども（9歳、4歳）の3人世帯
本人の経歴	離婚後、パート勤務をしていたが、収入が低く不安定なため、転職を希望し、独自で就職活動を行うも、資格などの壁に悩み、相談に訪れる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転職に向けて課題を明確にし、プログラムを策定。 ・ ハローワークで事務職（正社員）を探すも、倍率も高く年齢的にも難しいため、自立支援教育訓練給付金事業を活用し、医療事務教育講座歯科実践コンピューターコースを受講。 ・ 訓練期間中は、昼間はパートで働き、夜間は子どもを実母に預け、約4か月間熱心に勉強し、メディカルオペレーターの資格を取得。資格取得後もパート勤務をしながら就職活動を続け、採用年齢より3年上であったが、精神病院での医療事務採用の求人に応募し、本人の真剣かつ積極的な取組の結果、採用となった。
結果	課題を明確にし、支援制度の活用や周囲の環境にも恵まれ、1つ1つ着実に課題をクリアして熱心に努力した結果、正社員として雇用された。（年収約300万円）

<p>＜事例3＞生活を維持するために早期就職が課題であったが、就職して即戦力となるよう職業訓練を受講し、PCスキルの向上を図るとともに、並行して求職活動を行った結果、母子家庭の母本人が納得できる条件で就職に結びついたケース（山梨県）</p>	
世帯構成	本人（33歳）と子ども1人（3歳（保育園児））の2人世帯
本人の経歴	就業経験は大学卒業後2年間のみで、その後の仕事のブランクは長く、離婚後は無職で児童扶養手当、養育費、貯金の取り崩し等により生活を送る。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無職だったので早期就業を希望しており、町役場担当者を通じてプログラム策定員の面接相談が行われ、プログラムを策定。子どもの養育は、日常生活支援事業や町のファミリーサポート制度を活用。 ・基本的なPC操作は支障なく行えたが、企業に就職し即戦力になるためにも、PCスキルを高めたい希望が強く、貯金で生計を賄いながら「OA実務科」の職業訓練を受講。訓練期間中も、希望条件を満たす求人があればその都度検討を行い、職業訓練によるスキルアップと並行して求職活動を行った。
結果	本人が、就労意欲を高く持ち、ねばり強く前向きに自立への努力を行った結果、職業訓練開始から2か月後、化学産業の営業事務員の正社員として就職。年収約360万（月収約22万、賞与4.2か月）の本人も納得できる条件での就職に成功した。

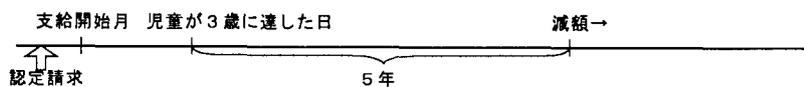
<p>＜事例4＞DV被害者で精神面に後遺症を抱えていたが、プログラム策定員とコーディネータが、精神的なフォローをしつつ面接を行い、粘り強い支援を行った結果、電気工事共同組合の一般事務員（正社員）として就職に結びついたケース</p>	
世帯構成	本人（42歳）と子2人（12歳、8歳）の3人世帯
本人の経歴	DV被害で別居。結婚前に営業事務員や経理事務員としての就業経験が約10年間あるものの、結婚後は専業主婦となったため未就業の期間は12年間と長く、また、落ち着きがなく自分に自信がないといった精神的な不安も抱えていたため、早期再就職が困難な状況にあった。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望によりプログラムを策定し、ハローワークへ支援要請。 ・本人は、非常に素直であるが、前夫によるDV被害の後遺症が強く尾を引いている感じがあり、また、長男の不登校問題も抱えていた。 ・事務職の採用面接を次々受けるも、面接時にこうした問題から来る不安、緊張や焦りなどが表情に出てしまい、採用者側に悪い印象を与えてしまうのが不採用の原因ではないかと考えられた。 ・このため、プログラム策定員とコーディネータが面接を行う上で、求人情報の提供や面接指導など就業支援を推進するほか、あわてず落ち着いて笑顔で面接を受けることや、自分に自信を持つことなど精神面に配慮した助言を続けた。次第に本人の態度や意識にも良い変化が見られるようになり、笑顔の質も明らかに改善していくなど頼もしさが感じられるようになった。この結果、採用通知をもらうことが増え、昇給と賞与のある本人の納得がいく正社員として就職することができた。
結果	長期の未就業期間やDV被害、家庭問題など様々な課題を抱えていたが、粘り強い支援の結果、電気工事協同組合の一般事務員（正社員）として就職することができた。（年収200万（200万円の増））

児童扶養手当の一部支給停止について

○ 平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、児童扶養手当について、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。

○ 平成20年4月以降、受給期間が5年（支給事由発生から7年）を超える場合には、政令で定めるところにより、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止（減額）を行う。
 ↳ 給付額について、少なくとも2分の1は保障

○ ただし、自立が困難なケースが想定されることから、
 ・ 3歳未満の児童を育てている場合には、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。
 ↳ 8歳未満の児童を育てている場合は、一部支給停止の対象外



・ 障害を有する場合その他の政令で定める事由に該当する場合は、一部支給停止の対象外

与党児童扶養手当に関するプロジェクトチーム

<メンバー>

- 自由民主党
長勢甚遠議員（座長）、
石崎岳議員（事務局長）、鈴木俊一議員、
大村秀章議員、田村憲久議員、宮澤洋一議員、
衛藤晟一議員、坂本由紀子議員
- 公明党
福島豊議員（座長代理）、渡辺孝男議員、
古屋範子議員、高木美智代議員、松あきら議員

○平成19年9月28日に設置

○第1回 10月16日開催（厚生労働省説明等）

○第2回 11月 1日開催（団体ヒアリング）

○第3回 11月16日開催（取りまとめ）

児童扶養手当の一部支給停止措置に関する取扱いについて

平成19年11月16日
児童扶養手当に関するプロジェクトチーム

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における児童扶養手当の一部支給停止措置は、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就業支援施策等の強化を図ることとあわせて設けられ、平成20年4月からの実施が予定されている。

本プロジェクトチームにおいては、この措置の取扱いについて、直接母子家庭の方々のご意見を伺いつつ、精力的に議論を行ってきたところであるが、法改正後の母子家庭の実態を見ると、就業状況等については一定の改善が見られるものの、平均収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化は見られないところである。

このような状況を踏まえ、児童扶養手当の一部支給停止措置に関する取扱いについて、母子家庭の自立の促進を図るとして平成14年改正の趣旨も踏まえつつ、次のとおり取りまとめた。政府は、この取りまとめの趣旨に沿って、適切に対応すべきである。

- 一 本措置に関する政令を制定するに当たっては、以下のとおりとすべきである。
- イ 下記に掲げる者を除き、児童扶養手当の一部支給停止措置は行わない。
- ロ 受給者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ児童扶養手当の支給額の2分の1を支給停止とする。
- 二 母子家庭の母の就業支援施策について、その一層の拡充・強化を図るべきである。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令等について

趣旨

児童扶養手当法第13条の2第1項及び第2項の規定により、児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（※）は手当の一部を支給停止することとされており、その支給停止の額及び一部支給停止が適用されない事由については政令で定めることとされていることから、その内容について政令を定めるもの。

※ 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第98号）の施行（平成15年4月1日）の際現に手当の支給を受けている者又は手当の支給要件に該当している者については、平成15年4月1日を起算日とし、手当を受給している者については起算日から5年、手当の支給要件に該当している者については起算日から7年を経過したときとする。

政令等の概要

- (1) 手当の一部支給停止の額
 - 手当の一部支給停止の額は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日の属する月（以下「5年等経過月」という。）の翌月以降に法第13条の2第1項の規定の適用がないものとして支給することとなる手当の額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは切り捨てる。）とする。
ただし、5年等経過月の翌月に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該相当する額。
- (2) 手当の一部支給停止措置が適用されない事由
 - 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。
 - ※その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動
 - ① 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動。
 - ② 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動。
 - ③ 都道府県等による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は②に掲げる活動を行うこと。
 - 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にあること。
 - 上記に掲げる事由のほか、受給資格者が負傷又は疾病により就業することができないことその他の自立を図るための活動をするのが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。
 - ※厚生労働省令で定める事由
 - ① 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。
 - ② 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者を介護する必要があるため就業することが困難であること。

一部支給停止適用除外の確認方法

1 就業している場合

次のような書類により確認する。

- 雇用主による証明書 ○賞金の支払明細書の写し ○受給資格者が被保険者である健康保険証の写し 等

2 求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合

次のような書類により確認する。

- 福祉事務所等で母子自立支援プログラムを策定し自立に向けた支援を受けていることの証明書
 ○母子家庭等就業・自立支援センターで就業相談、講習会等を受けていることの証明書
 ○公共職業安定所で求人情報の提供、職業相談等を受けていることの証明書
 ○民間職業紹介事業所で就業相談や講習会等を受けていることの証明書
 ○職業能力開発・向上のために専修学校その他養成機関に在学していることの証明書(在学証明書) 等

3 障害を有する場合

障害基礎年金1級又は2級を受給できる程度の障害状態にあることを次のような書類により確認する。

- 身体障害者手帳1級、2級、3級の写し ○療育手帳(A)の写し
 ○精神障害者保健福祉手帳1級、2級の写し ○医師の診断書 等

4 負債・疾病等により就業することができない場合

次のような書類により確認する。

- 特定疾患医療受給者証の写し(難病のケース)
 ○特定疾病療養受療証の写し(長期高額療養費の指定を受けた人工透析慢性腎不全血友病、HIV患者のケース)
 ○負債・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書 等

5 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負債・疾病、要介護の状態にあること等により、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合

次のような書類により確認する。

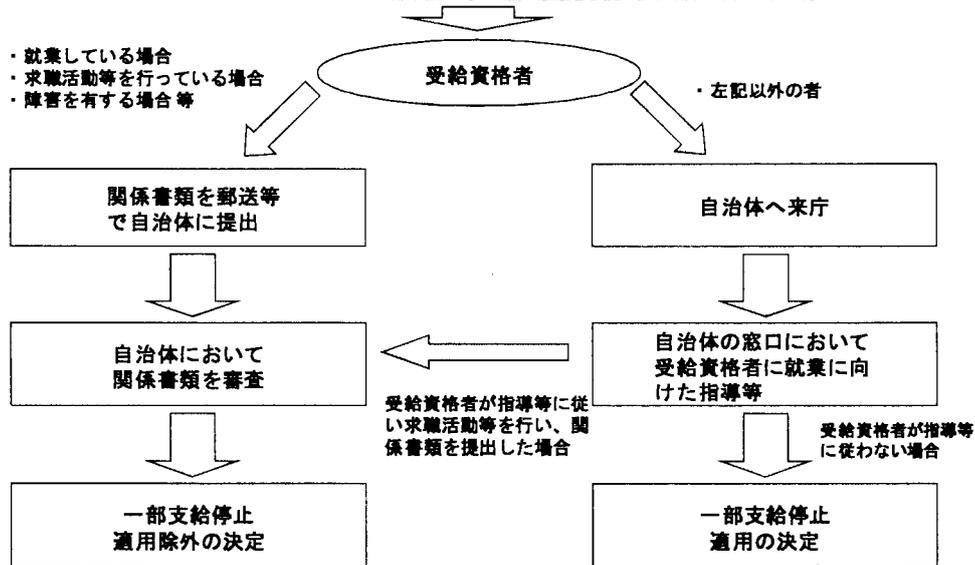
- 当該児童又は親族が障害、負債・疾病等の状態にあることを明らかにする書類 等

児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ

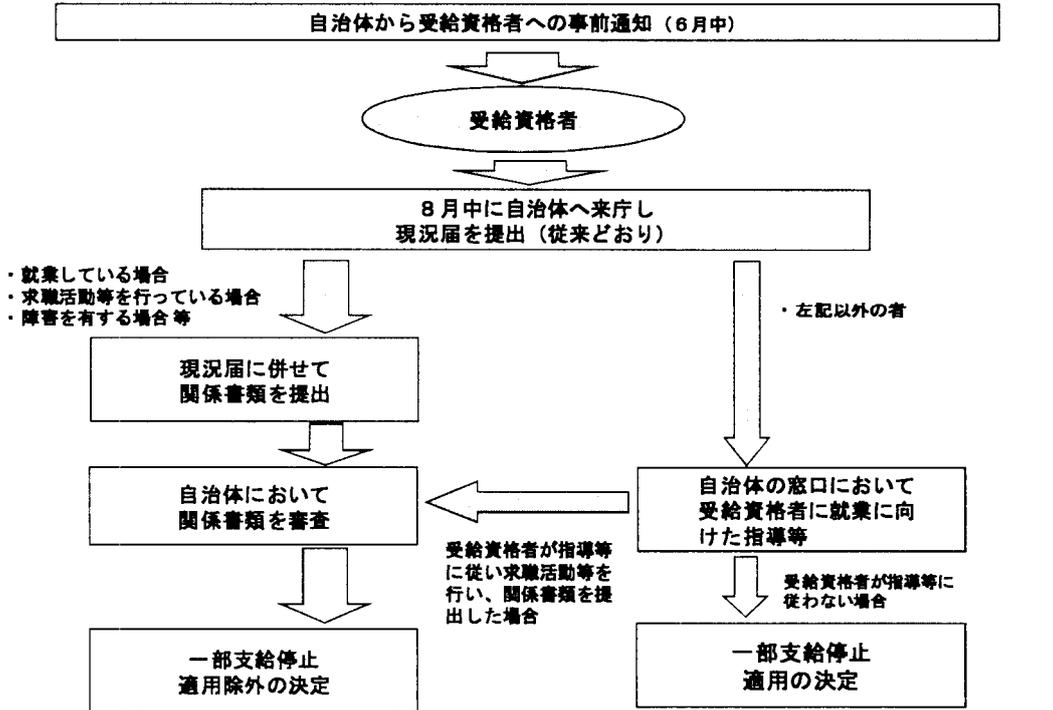
1 受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務

自治体から受給資格者への事前通知(5年等経過月の前々月に事前通知)

- ・一部支給停止の適用除外となる理由がある者は、関係書類を自治体に提出
- ・一部支給停止の適用除外となる理由がない者は、自治体へ来庁



2 5年等経過月以降の現況届時(毎年8月)の事務



平成20年度予算における母子家庭の主な就業支援施策について

○成長力強化の一環として、母子家庭の母の就業・自立支援施策を推進。
5,218百万円(平成19年度予算) → 7,876百万円(平成20年度予算)

母子家庭等就業・自立支援事業の創設 2,305百万円の内数

- 従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業を追加。
- 一般市等においてもセンター事業と同様の事業が実施できるよう新たに一般市等就業・自立支援事業を創設。

母子自立支援プログラム策定事業の拡充 2,305百万円の内数

- 直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母の就業意欲を醸成するため、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等を行う就職準備支援コースを創設。
- ハローワークにおいて、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)。

母子家庭自立支援給付金事業等

高等技能訓練促進費事業の見直し等 2,305百万円の内数(貸付金除く)

- 看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、従来からの修業支援手当に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給する仕組み(入学支援修了一時金)を創設。
[* 修業支援手当(月額)については、平成20年度入学者から市町村民税非課税世帯103,000円、課税世帯51,500円とし、入学支援修了一時金については、平成20年度入学者から支給することとし、その額は市町村民税非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円とする。]
- 母子寡婦福祉貸付金について、知識技能を習得している間の生活資金及び技能習得資金の償還期限を20年以内に延長(現行は10年以内)。

自立支援教育訓練給付金事業 2,305百万円の内数

- 地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給。

中小企業雇用安定化奨励金（新規） 562万円

- 有期契約労働者の雇用管理の改善を推進するためガイドラインを策定。
 - 中小企業事業主が有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給する制度を新たに創設し、母子家庭の母の正社員化を促進する。（予算額には母子家庭の母以外の者の分も含む）（職業安定局予算に計上）。
- ※従来の常用雇用転換奨励金事業については、一定の経過措置を設けつつ平成19年度限りで廃止する。

職業訓練

母子家庭の母等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設（新規） 1,540万円

- 「職業能力形成システム」（通称「ジョブカード制度」）の一環として、職業能力開発機会が不足している母子家庭の母等を対象に、事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練を創設し、実践的な能力開発を実施。（予算額については、子育て終了後の女性を含む）（職業能力開発局予算に計上）。

準備講習付き職業訓練の実施 911万円

- 「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施（職業能力開発局予算に計上）。

マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 1,949万円

- マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスが提供できるよう事業拠点を拡充。
- 既存のマザーズハローワーク等において、独自求人確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等を実施（職業安定局予算に計上）。

養育費相談支援センターの設置について

